

男鹿市条例第 17 号

男鹿市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

男鹿市特定公共賃貸住宅条例（平成 22 年男鹿市条例第 185 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) （略） (2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 5 年建設省令第 16 号。以下「施行規則」という。）<u>第 1 条第 4 号</u>の規定により算出した額をいう。 (3) （略） 別表第 1 （第 3 条、第 11 条関係）	（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) （略） (2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 5 年建設省令第 16 号。以下「施行規則」という。）<u>第 1 条第 3 号</u>の規定により算出した額をいう。 (3) （略） 別表第 1 （第 3 条、第 11 条関係）

改正後						改正前					
住宅の位置	住宅の種類	住宅番号	住宅の規模構造	建築年度	1戸の月額家賃	住宅の位置	住宅の種類	住宅番号	住宅の規模構造	建築年度	1戸の月額家賃
男鹿市船越字内子1番地536	特定公共賃貸住宅	4号から6号まで	木造2階	平成7	49,000円	男鹿市船越字内子1番地544	特定公共賃貸住宅	1号から3号まで	木造2階	平成5	45,000円
(略)						男鹿市船越字内子1番地536	特定公共賃貸住宅	4号から6号まで	木造2階	平成7	49,000円
						(略)					
別表第2（第25条関係）						別表第2（第25条関係）					
名称	住宅区分	対象戸数	使用の単位	使用料の額	備考	名称	住宅区分	対象戸数	使用の単位	使用料の額	備考
内子団地駐車場	平成7年度	3	1区画1か月につき	2,000円		内子団地駐車場	平成5年度	3	1区画1か月につき	1,300円	
(略)						内子団地駐車場	平成7年度	3	1区画1か月につき	2,000円	
						(略)					
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。											

附 則
この条例は、公布の日から施行する。